

障害福祉サービス等事業所実施法人 御中

福井県健康福祉部障がい福祉課
自立支援グループ

年度末年度始めの基本報酬および加算の届出に係る取扱いについて

このことについて、通常、介護給付費等の算定に係る届出が必要な基本報酬および加算については、加算を算定する月の前月 15 日までに届出が必要ですが、前年度等実績に基づいて算定が必要となる別紙の届出に限り、令和 6 年 4 月 1 日から加算等の体制の整備が適切になされている場合であって、かつ、令和 6 年 4 月 15 日までに届出がされた場合には、令和 6 年 4 月 1 日に遡って加算等を算定する取扱いをしますのでお知らせします。

記

1. 対象の届出について（対象加算の詳細は別紙参照）

（1）基本報酬に係る届出について

該当する以下のサービスの指定を受けている全事業所は、令和 6 年度の基本報酬の算定に必要なため、必ず届出を行ってください。

（2）加算の届出について

前年度等実績に基づく加算等を算定している場合には、年度当初に算定要件を満たしているか自己点検を行ってください。自己点検を行った結果、加算区分等に変更があった場合は、届出をしてください。加算区分等に変更がなければ届出はしないでください。また、点検の際に作成した書類については、各法人等において保管してください。

（3）令和 6 年度報酬改定により新たに新設された加算について

令和 6 年度に新たに新設された加算については、上記（1）（2）と同様に取扱います。

（4）令和 6 年度報酬改定により算定要件が見直しされた既存の加算について

令和 6 年度に算定要件が見直しされた既存の加算については、見直しされた算定要件を満たしているか自己点検を行ってください。自己点検を行った結果、算定要件を満たさなくなり算定を終了する場合や加算区分に変更があった場合は、届出をしてください。加算区分等に変更がなければ届出はしないでください。また、点検の際に作成した書類については、各法人等において保管してください。

2. 届出期限について ※届出日は受信日時で一律に判断します。

(1) 上記1に該当する届出

令和6年4月15日までに届出すること

(2) 上記2～4に該当する届出のうち、新たに算定する場合または既存の算定区分より上位の区分に変更する場合 ※別紙に記載のものに限る

令和6年4月15日までの届出で令和6年4月1日（または5月1日）から算定が可能、令和6年4月16日から5月15日までの届出で **6月1日からの算定**となります。

(3) 上記2～4に該当する届出のうち、加算の算定を終了する場合または既存の算定区分より下位の区分に変更する場合

令和6年4月15日までに届出すること

(4) 別紙以外の届出

令和6年3月15日までの提出で令和6年4月1日から算定が可能

令和6年4月15日までの提出で令和6年5月1日から算定が可能

3. 届出方法および提出先

届出は電子メール（または電子申請）にて受け付けます。

メール：syogai-2@pref.fukui.lg.jp

宛 先：福井県健康福祉部障がい福祉課 自立支援グループ 宛て

電子申請：下記URLにアクセスし、申請(変更届等のアドレスとは異なります)

(社)の場合：<https://shinsei.e-fukui.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=bxjGM0I7>

(児)の場合：<https://shinsei.e-fukui.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=c68v3gZM>

- ・メール本文には事業所名、事業所所在市町、担当者氏名、連絡先を記載してください。
- ・様式等はExcelファイルもしくはwordファイル形式から変更しないでください（PDF化不可）
- ・原本証明が必要な書類や実務経験証明書等は押印のうえ、PDF形式にて送付ください。
- ・電子メールにて提出の場合、容量が5MBを超える場合はメールを分割のうえ提出ください。
- ・電子申請にて提出の場合、添付可能なファイルは2つまで(各10MB上限)となります。zipファイル等の圧縮ファイルとして添付してください。容量上限を超える場合は申請を分割のうえ提出ください。

4. 届出に必要な書類

必要書類については、[障がい福祉サービス等報酬の加算体制届出について | 福井県ホームページ \(fukui.lg.jp\)](#)をご参照ください。令和6年度報酬改定により新設される加算については、別途ご連絡いたします（4月上旬を予定）。

5. お問い合わせ

例年3月4月はお問合せが殺到します。質問内容を正確に把握し漏れなく回答するため、

加算等の届出に係るご質問については、下記FormURLもしくはメールにて期限に余裕をもってお問い合わせください。制度改正直後は、新たな制度を運用する中で解釈が難しい疑義が生じるため、回答までに時間を要する場合があります。

なお、お問い合わせの際には、事前に、厚生労働省発出の関係告示や留意事項通知、Q&A等を十分にご確認いただきますようお願いいたします。

- FormsのURL：<https://forms.office.com/r/J4Li0K3eYu>
- メールで問合せする際は、①法人名②事業所名③事業所の所在地区④サービス種別⑤担当者氏名⑥電話番号⑦メールアドレス⑧参照した条文や通知等の該当箇所を記載の上、質問内容を送付してください。

6. その他留意事項

(1) 別紙に記載の加算は、今年度新設、見直しされた加算や前年度実績がかかわる加算のうち県に届出が必要な加算に限った一覧です。県に届け出が不要な加算の中にも今年度新設、見直しされた加算があるので、併せて自己点検を行ってください。

担当：自立支援グループ

TEL：0776-20-0339

メール：syogai-2@pref.fukui.lg.jp